

2. 報酬を得る活動を行う許可を得ない訪問者用査証

観光、トランジット、出張、学会参加 等

※こちらの査証は日本国籍の方には適用されません。

ステップ 1：申請書類を揃える

<必要提出書類>

1. パスポート（原本ならびに写真のページのコピー 1 部）
2. 在留カード（原本ならびにコピー 1 部）
3. 申請用紙 [こちら](#) からダウンロードしてください。
4. 写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm、背景白、額と耳が出ていること、メガネなし）
5. 経済証明

A または B いずれかの書類をご提出ください。

A. 残高証明

条件：直近 3 ヶ月にわたり各月の平均残高が 36,966 ペソ以上であること ※申請日の日本円のレートで換算

書類：銀行の通帳原本、通帳のコピー（表紙、口座情報、直近 3 か月に該当するページ）、

[通帳の翻訳](#) を提出

※直近 3 ヶ月に**申請する月を含みません**。

例) 4 月に申請する場合には 1, 2, 3 月の平均残高を記載すること。

- ・ 平均残高の計算方法

通帳右端に記載されている「差引残高」を元に計算する。

例) 1 カ月間に取引が 4 回あった場合

{ (1 回目の残高) + (2 回目の残高) + (3 回目の残高) + (4 回目の残高) } ÷ 4 = その月の平均残高
金額を計算し、翻訳文書に平均残高を記載してください。

B. 給与支払額証明書

条件：1) 同じ会社で 1 年以上勤務していること

2) かつ直近 3 ヶ月にわたり各月に 12,322 ペソ以上の収入を得ていること

書類：給与証明書（勤務開始日、直近 3 ヶ月の給与額を記載）

記載例は[こちら](#)をご覧ください。

※直近 3 ヶ月に**申請する月を含みません**。

※書類には**社判**ならびに作成者の**署名**を記載してください。また、**書類作成者の身分証明書（パスポート）**の写しも添付してください。

※会社から毎月受け取る給与明細書ではなく、所属する会社に依頼し記載例のような文書を作成してもらってください。

C.奨学金受給証明書

条件：直近3ヶ月にわたり各月に7,393.20ペソ以上の奨学金を得ていること

書類：奨学金受給証明書（直近3ヶ月の金額を記載）、在学証明書

6.旅行の日程表

7.手数料

当館ウェブサイトスペイン語ページ SECCIÓN CONSULAR→TARIFAS CONSULARES→表内 VISA A PASAPORTES EXTRANJEROS よりご確認ください。

【書類作成上の留意事項】

- ・すべての書類は原本ならびにコピーをご用意ください。
- ・書類が日本語の場合には必ず**スペイン語訳もしくは英語訳**を添付してください。
- ・署名以外、手書きの書類は認められません。
- ・紙の通帳がない銀行口座をご利用の場合には、銀行印が押されている取引明細書（入出金が記載されているもの）をご提出ください。通帳に記載がない月がある場合も同様です。
- ・日本もしくはメキシコ以外の国で発行された書類にはアポステイーユ認証もしくは居住する国のメキシコ大使館・領事館による認証が必要です。
- ・訪問者用査証の有効期限は**発行から180日**（マルチプルエントリー）です。
- ・経済証明としてBを提出する場合であっても、銀行の通帳をお持ちの方は持参することをお勧めいたします。
- ・担当官の判断により上記書類以外の資料を求める場合があります。

ステップ2：査証申請予約、査証申請

査証申請予約はオンラインでのみ受け付けております。[予約サイト MEXITEL](#)にて予約をおとりください。

（DOCUMENTの欄は WITHOUT INM APPROVAL を選択してください。）

予約した日時に上記書類を持参し当館へいらしてください。